

「貸金業者向けの総合的な監督指針」改正案に係る意見及び金融庁の考え方

NO.	該当箇所	当協会の意見	金融庁の考え方
1	II-2-4 システムリスク管理態勢	<p>貸金業者においては、資金需要者保護の観点からシステムリスク管理について既に相当程度の態勢を整備しているところであるが、改正案に示された全ての事項に対応するためには相応の時間を要すると考えられることから、施行日段階での完全な態勢整備を求めるものではなく、態勢整備に向けた対応を実施していることで足りると解してよいか。</p>	<p>貸金業務をコンピュータシステムを用いて大量に処理する貸金業者については、以前からシステムリスク管理態勢を整備されているものと承知しています。</p> <p>また、今回追加した評価項目は、一定規模のシステムを稼働させる者であれば通常求められるものにとどまっていると考えています。</p> <p>まずは、自社の現在の態勢について評価項目にそって検証いただくことが重要と考えています。</p>
2	II-2-4 システムリスク管理態勢 (1) 主な着眼点 ①システムリスクに対する認識等 イ.	<p>「システムリスク管理の基本方針」として定める内容については、例えば、システムリスク管理体制の強化や、情報セキュリティ体制の強化、緊急時対応力の強化等を内容として方針とすることが考えられると解してよいか。</p>	<p>「システムリスク管理の基本方針」として定められるべき内容には、例えば、システムリスク管理に関する経営陣の役割・責任、システムリスク管理に関する部門の設置、システムリスクの特定、評価、モニタリング、コントロール及び削減に関する方針等が含まれます。</p>
3	II-2-4 システムリスク管理態勢 (1) 主な着眼点 ②システムリスク管理態勢 ハ.	<p>システムリスク管理態勢の整備における「客観的な水準が判定できるもの」について、具体的に例示していただきたい。若しくは、任意で定めた基準に基づいて、適切な見直しが実施されていればよいか。</p>	<p>「客観的な水準が判定できるもの」としては、II-2-4(1)の末尾に参考として記載している「金融機関等のコンピュータシステムの安全対策基準・解説書」（公益財団法人金融情報システムセンター編）などが考えられるところです。システムリスク管理態勢の整備については、自社の規模・特性に応じて、適切に実施されていることが必要と考えています。</p>

NO.	該当箇所	当協会の意見	金融庁の考え方
4	II-2-4 システムリスク管理態勢 (1) 主な着眼点 ③システムリスク評価 ハ.	「新サービスの導入時」、「サービスの変更時」は対象が広範囲であることから、主要行等向けの総合的な監督指針と同様に、「新商品の導入時」又は「商品内容の変更時」と改めたい。	ご指摘を踏まえ、修正します。
5	II-2-4 システムリスク管理態勢 (1) 主な着眼点 ⑦外部委託管理 イ.	「外部委託先」について、II-2-4(1)⑦イの部分だけ「(システム子会社を含む。）」という文言があるが、括弧内の文言の適用範囲はII-2-4(1)⑦イのみと解してよいか。	システム子会社については、子会社であってもシステムに係る業務の外部委託先として管理する必要があることから、当該部分で注意喚起を行っているものです。 したがって、II-2-4全体にあてはまります。
6	II-2-4 システムリスク管理態勢 (1) 主な着眼点 ⑦外部委託管理 ハ.	「システム関連事務」とは、例えばシステム設計にかかるドキュメンテーション作業(外部設計書や内部設計書の作成等)を含むと解してよいか。	システム関連事務には、例えば、データ入力など大量・定型的な事務などが想定されます。なお、システム設計に係るドキュメンテーション作業は、システム開発の委託の範囲に含まれるものと考えています。
7	II-2-4 システムリスク管理態勢 (1) 主な着眼点 ⑦外部委託管理 ハ.	「外部委託先が複数の場合」とは、再委託、再々委託が発生することを想定しているのか、「管理業務が複雑化する」とはどのような外部委託を想定しているのか。	再委託や再々委託が発生するケースではなく、委託先が複数ある場合、委託先間の調整や委託先の役割・責任分担等を明確にして管理する必要があり、委託元が複数の委託先と十分に連携しながら管理していくことを想定しています。

NO.	該当箇所	当協会の意見	金融庁の考え方
8	II-2-4 システムリスク管理態勢 (1) 主な着眼点 ⑦外部委託管理 ホ.	<p>「重要な外部委託先の監査について、内部監査部門又はシステム監査人等による監査を実施しているか」とあるが、例えば、委託元の要請に基づき委託先が委託先の内部監査部門や第三者機関によるシステム監査を適切に実施していることや、これらの監査結果を委託元が確認することで足りると解してよいか。</p>	<p>委託先に対する監査については、事業者の内部監査部門による監査のほか、第三者であるシステム監査人による監査も考えられますが、委託元が監査結果の確認にとどまらず、監査の実効性等を確認する必要があると考えています。</p>
9	II-2-4 システムリスク管理態勢 (1) 主な着眼点 ⑦外部委託管理 ヘ.	<p>「受払等業務受託先がシステムの更改を行う場合に、委託先と自社の双方において、適切なシステム上の対応がなされているかを十分に評価・確認」とあるが、受払等業務委託先が預金取扱金融機関である場合には、「主要行等向けの総合的な監督指針」や「金融検査マニュアル」等によって監督・検査がなされていることから、委託先において適切な対応がなされていると見做してよいか。</p>	<p>受払等業務受託先が預金取扱金融機関である場合には、ある一定の取組みは行われているものと想定されますが、そのような場合にあっては、受払等業務委託先と十分に連携が図れる態勢を整備する必要があると考えています。</p>

NO.	該当箇所	当協会の意見	金融庁の考え方
10	II-2-10 禁止行為 (2) 留意事項 ②ト.	<p>消費者契約法の規定により無効と評価され、判決確定の事実が適格消費者団体等によって公表されている条項と内容が同一である条項を含む貸付けの契約（消費者契約に限る）を締結する行為を「著しく不当な行為」として禁止することについては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①判決確定の影響が他の貸金業者に及ぶことになること ②貸金業者は確定判決に至る経緯を十分に吟味することができないこと ③無効の判断の背景には個別事情があることから適当でないのではないか。 	<p>消費者契約法第8～第10条の規定により無効となることが裁判により確定した条項については、消費者の権利を制限する不当な契約条項（不当契約条項）であることが裁判所により認められたものと評価できるところです。</p> <p>適格消費者団体による差止請求訴訟は「消費者全体の利益のための訴訟」とされており、本来は当事者のみを拘束するはずの判決について、内容に係る情報の提供を法律で義務付けている趣旨は「同様の被害の拡大防止のため」と説明されています。</p> <p>本件の例示は、このような制度の趣旨を踏まえ追加するものであり、「適当でない」、「妥当でない」とのご指摘はあたらないものと考えます。</p>
11	II-2-14 個人信用情報の提供等	<p>貸金業法における「信用情報」「個人信用情報」の用法と監督指針改正案における用法が異なるように思われるが、目的外使用等の禁止の対象が「個人信用情報」と規定している問題ないか（法第 41 条の 38 第 1 項では「信用情報」の目的外使用等を禁止している。）。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、修正します。</p>